

ふるさとの

美しい自然を守るために

日南市 公設合併処理浄化槽事業



酒谷川



南郷川



広渡川

日 南 市

水洗化への取り組み

日南市では、川や海など公共水域の水質保全と生活環境の向上を目的として、各家庭の水洗化を推進しています。

家庭でトイレや台所、洗濯やお風呂などに使われた水は、排水路などから川へ、そして海へと流れていきます。その際、汚れたままの水を流すと、川や海が汚れてしまい、美しい自然環境がこわれてしまいます。自然を守るために、家庭の水洗化は必要です。

具体的には、下水道や集落排水などの集合処理地域以外では、合併処理浄化槽の設置をお願いしています。

浄化槽とは

浄化槽とは、個々の家の敷地に設置して、家庭から出る排水を処理する污水处理施設です。汚水は微生物の働きにより分解され、消毒処理した後に排水路などへ排出されます。

自動車1台分ほどのスペースがあれば設置可能で、短期間で設置できます。

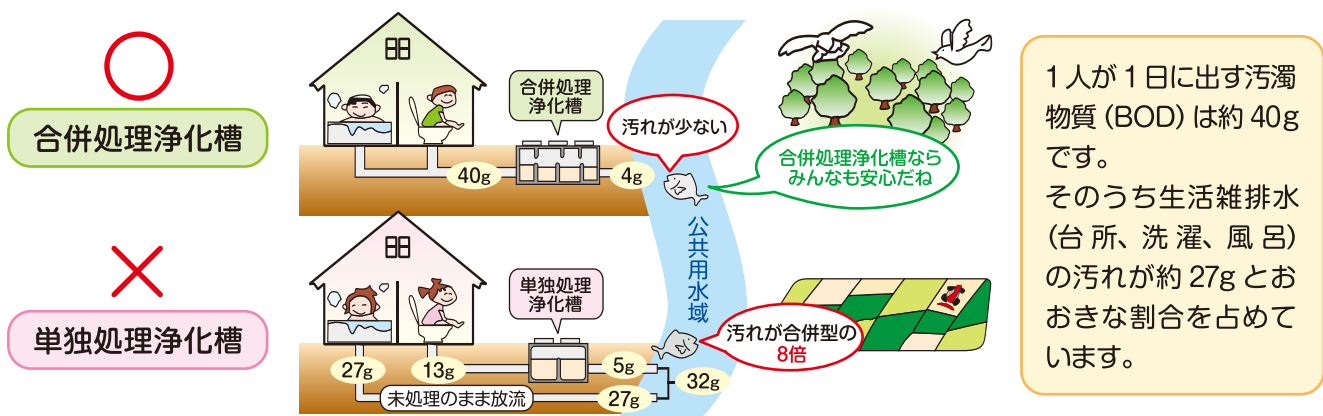
合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の違い

単独処理浄化槽は、トイレの汚水のみを処理し、台所や風呂などの生活雑排水はそのまま河川等に排出されます。十分な污水处理ができないために河川の汚れの原因になっています。

一方合併処理浄化槽は、トイレの汚水と台所や風呂などの生活雑排水をまとめて処理します。きれいな水を排出するため、良好な水環境を保つことができます。

現在、市では単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進しております。

【合併処理浄化槽と単独処理浄化槽イメージ図】



【BOD (生物化学的酸素要求量) とは】

BOD とは、水の汚れの度合いを示す指標で、BOD の値が高いときには、栄養分 = 汚れが多いことを表しています。

公設合併処理浄化槽事業とは

市が個人の住宅に合併処理浄化槽を設置し、市が維持管理を行うものです。これまでは個人で浄化槽の設置、維持管理までをしていただきましたが、この事業ではこれらを市が行います。

● 対象区域（次の区域を除く日南市全域が対象となります。）

- ・ 下水道事業計画に定められた区域
（飢肥の一部、吾田の一部、油津、大堂津、郷之原の一部、大藤の一部、北河内の一部）
- ・ 漁業集落排水処理区域（富士、夫婦浦）

● 対象用途

- ・ 専用住宅・併用住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍等（ただし延床面積 2 分の 1 以上が居住部分）
- ・ 設置する浄化槽が 10 人槽以下のもの

分担金と使用料

区 分		分担金(1回)	月額使用料(税別)
5人槽	延床面積 ≤ 130 m ²	83,700 円	3,340 円
6人槽～7人槽	延床面積 > 130 m ²	104,300 円	3,600 円
8人槽～10人槽	2世帯住宅	137,500 円	3,970 円

※使用料には、別途消費税が必要となります。

● 分担金

分担金は工事負担金のごとで、浄化槽設置工事をする際 1 回だけ負担していただきます。
分担金を納付いただいた後に設置工事を行います。

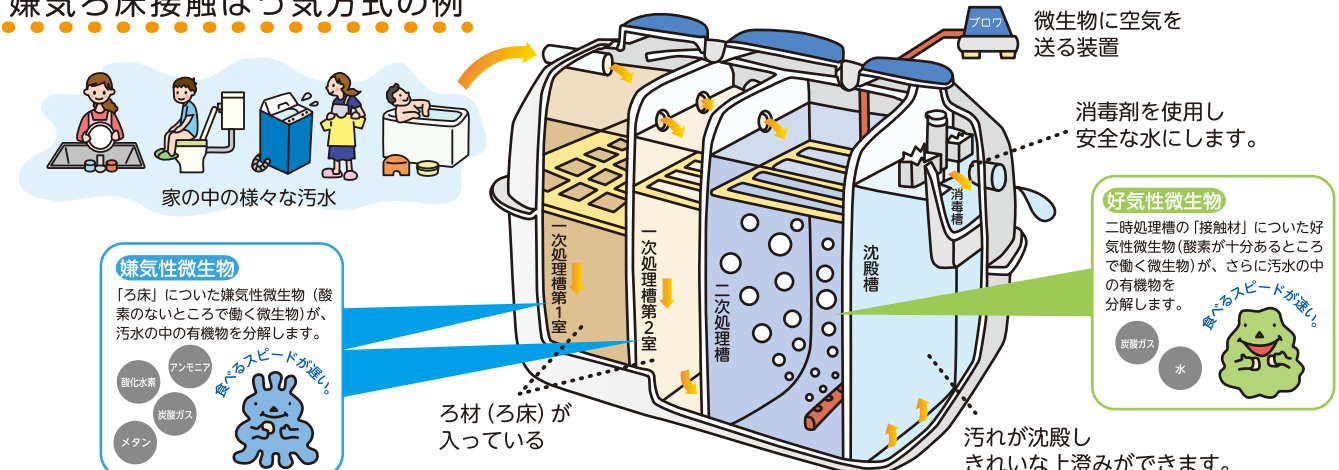
● 使用料

使用料は浄化槽の維持管理費用に充てられるものです。使用を開始される際は、公設合併処理浄化槽使用開始届を提出してください。

使用料は口座振替により納めていただきます。

※浄化槽使用料は、水道料金とは別に徴収されます。

嫌気ろ床接触ばっ気方式の例



設置工事と維持管理について

● 設置工事について

- ・申請者は浄化槽設置工事費の一部（分担金）を負担していただきます。
- ・新設時に1回受ける浄化槽の水質検査（法第7条検査）の費用は個人負担になります。
- ・市は浄化槽本体及びブロワの設置工事を行います。
- ・浄化槽本体工事以外のトイレ改造等に係る費用は個人負担になります。

〈個人負担の例〉

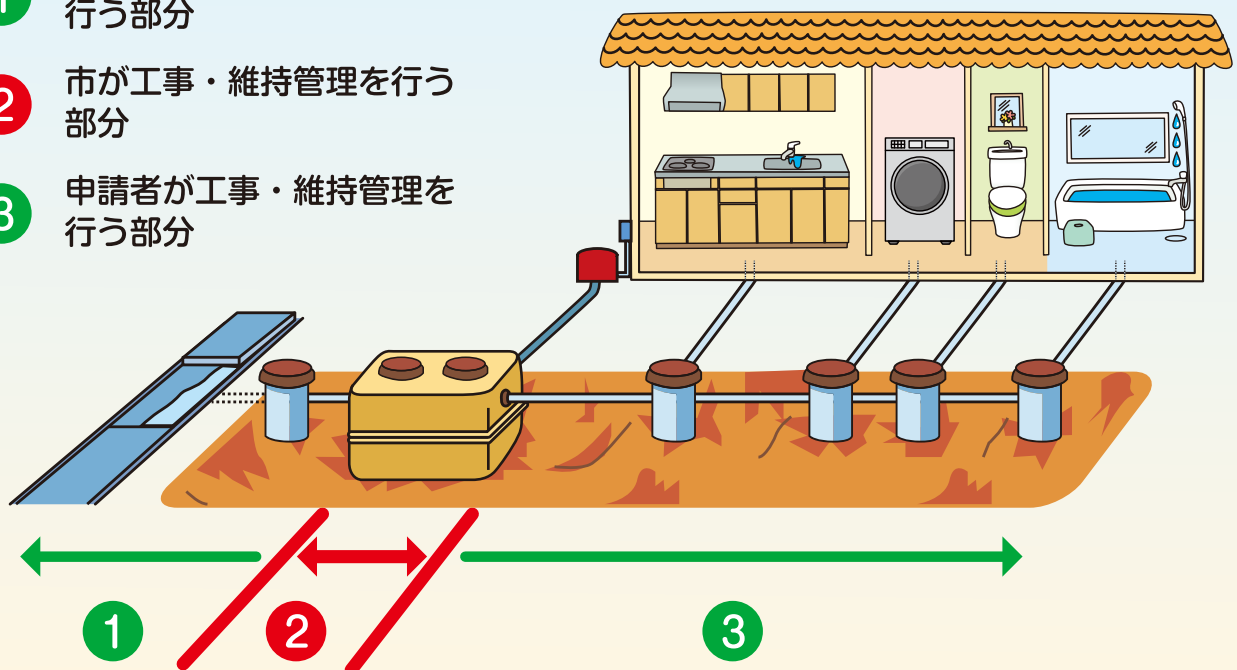
- ・トイレ改造や排水設備工事の費用
- ・工事に支障となる立木などの撤去、移転費用
- ・駐車場として利用するために必要となる補強工事の費用
- ・放流ポンプを設置した場合の工事費

● 維持管理について

- ・使用者は毎月の使用料を負担していただきます。
- ・使用料には、浄化槽の保守点検、清掃及び水質検査（法第11条検査）の費用が含まれております。
- ・市から委託を受けた業者が定期的に点検・清掃を行います。また、水質検査は宮崎県環境科学協会が行います。
- ・浄化槽の使用・点検・清掃等に係る電気料や水道料は使用者の負担になります。
- ・通常の使用（老朽化等）における修繕費は使用料に含まれておりますが、使用者責務（破損等）による修繕費は使用者の負担になります。
- ・適正に使用されないことが原因で、清掃等が必要となった場合の費用は、使用者の負担となります。

【工事、維持管理の負担区分イメージ図】

- 1 申請者が工事・維持管理を行う部分
- 2 市が工事・維持管理を行う部分
- 3 申請者が工事・維持管理を行う部分



申請から工事完成・使用開始まで

※黄色で囲んだ部分が申請者、使用者が行う事項です。

(業者による代行手続きも可能です。お近くの浄化槽工事業者などにお問い合わせください。)

事前協議（現地調査）

- ・浄化槽設置場所、放流先などを確認します。
※現地調査は、浄化槽工事業者にご相談ください。
- ・分からないことがありましたら、市役所下水道課へご相談ください。

設置申込

- ・所定の申請書に必要書類を添付して提出していただきます。

工事計画書作成

- ・市が工事計画を作成します。



工事計画承認

- ・計画に異議がなければ、承諾書を提出していただきます。

分担金納付

- ・分担金を金融機関等で一括納付していただきます。(1回のみ)

設置届

- ・浄化槽設置者講習会を受講していただきます。
- ・法第7条検査を申請していただきます。



工事施工

- ・市は浄化槽本体及びブロワの設置工事を行います。
- ・トイレ改造や排水設備工事は個人負担です。

工事完了・検査

- ・工事完了後、市が検査を行います。

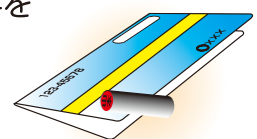


使用開始届提出

- ・浄化槽の使用を開始する前に開始届を提出していただきます。
※設置完了通知後、原則1年以内に使用を開始していただきます。

使用料納付

- ・使用を開始後、毎月口座振替により使用料を納付していただきます。



維持管理

- ・浄化槽の点検・清掃・検査など市が行います。

既存浄化槽の寄附について

すでに合併処理浄化槽を設置されている方で、希望される場合、一定の要件を満たしたものは市が寄附を受けます。(単独処理浄化槽は寄附を受けることはできません。)

寄附された浄化槽については市が維持管理を行い、使用者は、公設合併処理浄化槽と同額の月額使用料を納めていただきます。分担金は必要ありません。

● 既存浄化槽の寄附要件

- ・ 公設合併処理浄化槽対象区域内の住宅等に設置されていること。
- ・ 10人槽以下の合併処理浄化槽であること。(単独処理浄化槽は不可)
- ・ 法に定める基準を満たした浄化槽であること。
- ・ 水質検査(法第11条検査)が実施されていること。
- ・ 適正に維持管理されており、修繕の必要がないこと。

※既存浄化槽の寄附に関して、詳しくは市役所下水道課へお問い合わせください。

ご家庭で気をつけてもらいたいこと

浄化槽を使用する際は、浄化槽の機能を低下させないよう次のことにご注意してください。

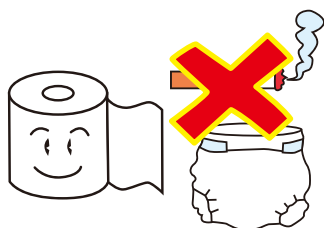
- 1 トイレの洗浄水は、十分な量を流して下さい。



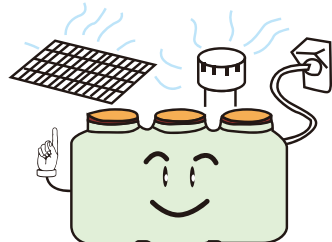
- 2 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しないで下さい。



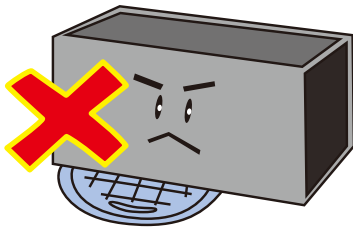
- 3 トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さないでください。



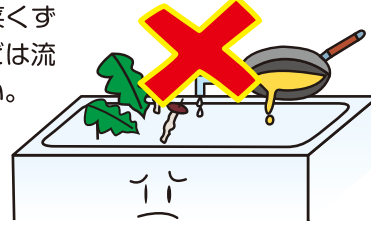
- 4 ブロワの電源は切らないで下さい。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがないように下さい。



- 5 マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておいて下さい。



- 6 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さないで下さい。



公設合併処理浄化槽についてのお問い合わせは



日南市 建設部 下水道課

☎ 23-9977